

暮らしの情報箱

記入例

- ①催しなどの名称
- ②〒住所
- ③氏名(ふりがな)
- ④年齢(学年)
- ⑤電話番号
- ⑥その他必要事項

福祉

受験生チャレンジ支援貸付

学習塾などの受講料や高校・大学受験料の貸付を無利子で行います。詳細はお問い合わせください。

① 中学3年生、高校3年生のお子さんを養育し、世帯の総収入金額が基準額以下であるなどの要件に該当する方

- 学習塾などの受講料 上限20万円
- 受験料 中学3年生＝上限27,400円
高校3年生＝上限80,000円

② (社福)大田区社会福祉協議会

☎3736-2026 FAX3736-2030

原爆の被害を受けた方への見舞金

① 7月1日現在、区内在住で被爆者健康手帳をお持ちの方

- 支給額、予定日 12,000円、8月13日

② 問合先へ被爆者健康手帳、印鑑、本人名義の預金通帳を持参。7月16日締め切り ※昨年度支給を受けた方は申し込み不要

③ 地域福祉課障害者地域支援担当

大森 ☎5764-0657 FAX5764-0659

調布 ☎3726-2181 FAX3726-5070

蒲田 ☎5713-1504 FAX5713-1509

桜谷 ☎3743-4281 FAX6423-8838

税

住民税・軽自動車税の納付案内

電話と訪問で納め忘れの案内を行っています。

※訪問員が現金をお預かりすることはありませんので、ご注意ください

② 大田区納付案内センター

☎5744-1596

相談

中小企業融資あっせん相談(チャレンジ企業応援資金)

利子負担なし事業資金融資制度の相談。

① 経営革新にチャレンジする中小企業者

④ 月～金曜 ①午前9時～11時 ②午後1時～4時

⑤ 産業プラザ

⑥ 産業振興課融資係

☎3733-6185 FAX3733-6159

おいじたく相談 ～人生100年!自分らしく 明るく暮らしていくために～

遺言・相続・不動産登記など、将来への不安や疑問を司法書士などの相談員がお受けします。

④ 7月7・14日、8月18日、9月8・22日(休) 午前9時30分～午後0時30分(1人50分)

⑤ 大田区社会福祉センター

⑥ 先着各日3名

⑦ 問合先へ電話。7月1日から受け付け

⑧ おおた成年後見センター

☎3736-2022 FAX3736-5590

離婚と養育費にかかわる 総合相談

無料の弁護士相談です(1人1時間)。離婚前後の生活相談もお受けします。

※会場は申し込みの際にお伝えします

① 未成年のお子さんの保護者

② 8月28日(出)午前10時～午後4時

③ 先着12名

④ 7月1～31日に問合先へ電話

⑤ 福祉管理課調整担当

☎5744-1244 FAX5744-1520

傍聴

教育委員会定例会

④ ①7月26日(月)②8月19日(休)③9月27日(月)

※いずれも午後2時から

⑤ ニッセイアロマスクエア5階(蒲田5-37-1)

⑥ 抽選で各16名

⑦ 当日会場へ

※手話通訳・要約筆記希望は開催7日前までに問合先へ電話かFAX

⑧ 教育総務課庶務係

☎5744-1422 FAX5744-1535

地域福祉計画推進会議

④ 7月30日(金)午前9時30分～11時30分

⑤ 区役所本庁舎2階

⑥ 7月1～20日に問合先へ電話

⑦ 福祉管理課調整担当

☎5744-1721 FAX5744-1520

募集

「地球にやさしいまちづくり」 ポスターを描いてみよう!

夏休みの課題として環境について考え、ポスターで表現してみませんか。詳細は区HPをご覧ください。



詳細はコチラ

① 区内在住・在学の小・中学生

② 区立小・中学校の児童・生徒＝通学している学校へ申し込み

上記以外＝問合先へ電話連絡の上、郵送。9月9日必着

③ 環境計画課計画推進・温暖化対策担当(〒144-8621大田区役所)

☎5744-1625 FAX5744-1532

おおた商い・観光展2021出店者

11～12月に区内各地の商店やものづくりに携わる企業や職人が参加。参加店舗へ直接訪れてもらう期間限定のキャンペーンです。申込方法など詳細は問合先HPをご覧ください。



詳細はコチラ

④ (公財)大田区産業振興協会

☎3733-6476 FAX3733-6459

税に関する高校生の作文

● テーマ「税の意義と役割について考えたこと」



詳細はコチラ

優秀作品には賞状と記念品を贈呈。詳細は国税庁HPをご覧ください。

① 問合先へ作文(800～1,200字、1人1編まで)を郵送か持参。9月6日必着

② 大森税務署 ☎3755-2111

雪谷税務署 ☎3726-4521

蒲田税務署 ☎3732-5151

明るい選挙のポスターを 描いてみよう!

① 区内在住・在学の小・中学生、高校生

② 紙の大きさ 四つ切りか八つ切り画用紙

③ 画材は絵の具、紙、布など自由

④ 学校へ作品(裏に学校名、学年、氏名・ふりがなを明記)を提出。9月10日締め切り



⑤ 選挙管理委員会事務局選挙担当

☎5744-1464 FAX5744-1540

求人

大田区職員 福祉 (保育士・児童指導)

詳細は区HPをご覧ください。① 昭和59年4月2日～平成14年4月1日生まれで、次のいずれかに該当する方



詳細はコチラ

② 保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている

③ 児童指導員の資格を有する

※いずれも取得見込みを含む

● 第一次選考 8月22日(日)

④ 問合先へ申込書(問合先で配布)を郵送か持参。7月26日消印有効

⑤ 人事課人事担当

☎5744-1152 FAX5744-1507

特別区(東京23区)職員 ～Ⅲ類・経験者・障害者・ 就職氷河期世代～

詳細は採用試験・選考案内(人事課、問合先で配布)をご覧ください。



詳細はコチラ

① Ⅲ類＝平成12年4月2日～16年4月1日生まれ

② 経験者＝昭和37年4月2日以降の生まれ

③ 障害者＝平成2年4月2日～16年4月1日生まれ

④ 就職氷河期世代＝昭和45年4月2日～61年4月1日生まれ

※その他要件有り

● 第一次試験・選考

⑤ ④9月11日(出)①③9月12日(日)

⑥ 問合先HPから申し込み。7月15日午後5時まで受信有効 ※③は問合先へ郵送も可。7月14日消印有効

⑦ 特別区人事委員会事務局任用課

☎5210-9787 FAX5210-9708

お知らせ

「大井町駅周辺広町地区開発」に係る環境影響評価書案の縦覧

詳細は区HPをご覧ください。

● 縦覧・閲覧期間 7月2日～8月2日

介護保険課からのお知らせ

1 令和3年度 介護保険料の通知書を7月9日から郵送します

保険料の納付方法	内容
① 特別徴収(年金からの差し引き)	○介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書
② 納付書や口座振替で保険料を納めていて、8月以降①に変わる	
③ 納付書や口座振替で保険料を納めていて、10月以降①に変わる	○介護保険料納入通知書兼特別徴収決定通知書 ○7～9月分納付書(口座振替の方を除く)
④ 納付書や口座振替で保険料を納めている	○介護保険料納入通知書 ○7～9月分納付書(口座振替の方を除く)
⑤ 3月21日以降に大田区への転入届の手続きをした方	
⑥ 昭和31年4月3日～7月2日生まれの方	

2 大田区独自の保険料減額制度

▶ 対象 ① 保険料段階が第3段階以下で、1か月の実収入が単身で約9万円以下、2人世帯で約13万円以下の方(家賃負担がある場合、生活保護基準を基にした金額を除外して実収入を計算)

※生活保護受給者を除く。預貯金、扶養状況、保険料納付状況などの条件有り

② 新型コロナウイルス感染症により死亡が重篤な傷病を負った方、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少があった方(一定の要件有り)

▶ 申込方法 問合先へ電話かFAXで資料を請求。7月8日から受け付け

▶ 申請期間 8月1日～令和4年3月31日(②は7月8日から)

3 介護保険負担割合証を7月9日から郵送します

8月1日から適用期間の介護保険負担割合証を、介護認定を受けている方、事業対象の方全員に郵送します。

4 介護保険負担限度額の認定

低所得の方の居住費(滞在費)と食費を減額する制度です。

7月31日までの認定証をお持ちの方へ、更新の申請書を郵送しました。更新を希望する方は手続きをしてください。新規の方は、区HPをご覧ください。

▶ 対象 介護保険施設、ショートステイを利用中か利用予定の方で、預貯金などの資産が一定金額以下であり、次のいずれかに該当する方

① 生活保護か中国残留邦人等支援給付を受給中 ② 世帯全員(別世帯の配偶者を含む)が特別区民税非課税

※減額対象外の施設があります。入所時に施設へ確認してください

5 生計困難者利用者負担額軽減制度

軽減実施事業者の対象サービスを利用した場合に、介護費・食費・居住(滞在)費の利用者負担額を軽減する制度です。必要書類など詳細は区HPをご覧ください。

▶ 対象 特別区民税非課税世帯で、次の全てに該当する方

① 世帯の年間収入と預貯金額が基準額(右表参照)以下 ② 居住用の家屋・日常生活に必要な資産以外の資産を所有していない ③ 扶養されていない ④ 介護保険料を滞納していない ⑤ そのほかの要件は問合先へ要確認

● 年間収入と預貯金額の基準額

世帯員数	世帯の年間収入額	世帯の預貯金額
1人	150万円	350万円
2人	200万円	450万円
3人	250万円	550万円

※世帯員が1人増えるごとに年間収入額に50万円、預貯金額に100万円を加算

▶ 問合先 介護保険課 FAX5744-1551(共通)

①～③ 保険料、減額制度＝資格・保険料担当 ☎5744-1491

④ 納付、口座振替＝収納担当 ☎5744-1492

⑤ 給付担当 ☎5744-1622